## 分煙環境の整備・維持に地方たばこ税を活用する仕組みの構築を求める意見書

本年4月から改正健康増進法が全面施行され、多くの施設において屋内が原則禁煙となり、 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要となるなど、受動喫煙対策の強化が図られているところ である。

一方, たばこは, 税収面において国や地方自治体の重要な財源であり, 特に地方財政においては年間1兆円規模の貴重な財源として, 長年にわたって多大な貢献を果たしている。

本県においては、葉たばこ生産は全国で7位の生産量、販売額(令和元年産)を誇り、たばこ税収入は県・市町村併せて約125億円(令和元年度)にも上っている。

しかしながら,近年のたばこを取り巻く環境は厳しく,葉たばこ生産に携わる農家やたばこ 販売店は,改正健康増進法の施行など喫煙規制強化の動きの拡大,たばこ消費量の減少により, 経営に大きな影響を受けている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、禁煙を強要するものではない ことから、分煙環境の整備・維持が早急に求められるところである。

また、喫煙者と非喫煙者とが共存できる分煙社会の実現に向けた取組は、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資するものと見込まれることから、屋外分煙施設等の整備といった分煙環境の整備・維持については、喫煙者が負担する地方たばこ税を有効活用していくことが望まれるところである。

よって、国においては、分煙社会の実現と推進を図るため、分煙環境の整備と維持に向け、 地方たばこ税を活用できる仕組みを構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 薗 勝 蔵